

加納・寺田地区ほ場整備（７－２）工事 随意契約理由書

本件工事は既契約工事範囲内において、6.9ha のほ場の表土戻し、表土整地および農道の砂利舗装を実施する工事である。

一般競争入札において本工事の契約を締結した場合、施工箇所の重複等の理由により、既契約工事完了後の現場着手となるため、本工事の完了見込みは令和８年６月頃となり、令和８年４月に営農準備を開始する加納・寺田地区の営農を妨げることになる。

そこで、既契約工事受注者と契約することにより、準備工を短縮できる他、既契約工事にて利用する ICT 技術活用工事を継続して実施できるため、大幅に工期が短縮され、営農準備期間までに工事を完了することができる。また、経費が節減される他、工事の安全、円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる。

以上の理由により、本工事は既契約工事を受注している阪南土建株式会社から見積書を徴取することとし、その結果が予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第１６条の２第１項第６号の規定に基づき随意契約を締結するものである。

また、比較見積書については、大阪府財務規則の運用第６２条関係第２項第１号により省略するものとする。